

議案第 5 号

平成 18 年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 18 年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 3, 3 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 18 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 22,000
	1 国 庫 貸 付 金	22,000
2 繰 入 金		13,864
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,864
3 繰 越 金		21,210
	1 繰 越 金	21,210
4 諸 収 入		96,311
	1 県 預 金 利 子	32
	2 貸 付 金 元 利 収 入	95,812
	3 雑 入	467
歳 入 合 計		153,385

歳 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 153,385
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	153,385
歳 出 合 計		153,385

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 22,000	政府の定める方法による。	無利子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。
計	22,000			